

平成30年度

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況
(概要)
(案)



令和元年9月
農林水産省

平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（概要）

目次

1	「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」について	1
	（参考）管理経営基本計画（平成25年12月策定）のポイント	
2	国有林野の現状について	3
3	平成30年度の実施状況について	
	（1）公益重視の管理経営の一層の推進	4
	（2）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献	8
	（3）国民の ^{もり} 森林としての管理経営	11
	（4）国有林野の維持及び保存	13
	（5）国有林野の林産物の供給	15
	（6）国有林野の活用	16
	（7）国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全	17
	（8）国有林野の事業運営	18
	（9）その他国有林野の管理経営	19

1 「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」について

- 国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民からご意見を聴いた上で、10年を1期とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を5年ごとに策定し、これに基づき管理経営を行っています。
- 国有林野事業は、平成24年6月に公布された「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」に基づき、平成25年度から、一般会計で実施する事業へ移行しました。
- 平成30年度は、平成26年4月から令和6年3月までの管理経営基本計画(平成25年12月策定)の計画期間の5年目に当たり、国有林野を名実ともに「国民の森林」としていくため、以下のような取組を推進しました。
- この報告では、管理経営基本計画の実施状況を、国民にご理解いただけるよう、一般会計への移行の趣旨を踏まえた事例を多く取り上げながら、写真や図表を用いて、できるだけわかりやすく記載しています。

平成30年度の主な取組

- (1) 公益重視の管理経営の一層の推進(P4、5、6、7)
- (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献(P8、9、10)
- (3) 国民の森林としての管理経営(P11、12)
- (4) 国有林野の維持及び保存(P13、14)
- (5) 国有林野の林産物の供給(P15)
- (6) 国有林野の活用(P16)
- (7) 国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全(P17)
- (8) 国有林野の事業運営(P18)
- (9) その他国有林野の管理経営(P19、20)

【参考】管理経営基本計画 (平成25年12月策定)のポイント

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 間伐の実施や、主伐後の効率的な再造林等への積極的な取組等、森林吸収量の確保による地球温暖化防止への貢献
- ・ 原始的な森林生態系の保全・管理や野生鳥獣の個体数調整等、生物多様性保全への貢献

2 森林・林業再生への貢献

- ・ 国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林と連携した施業や、林業の低コスト化に向けた技術開発等により民有林経営の支援に積極的に取り組むなど、我が国の森林・林業の再生への貢献
- ・ 林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築への貢献

3 「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の森林^{もり}」として管理経営
- ・ 海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興への貢献

【参考】
国有林野の管理経営に関する
法律（昭和26年法律第246号）
（抄）

（管理経営基本計画）
第四条 農林水産大臣は、政令
で定めるところにより、五年ごと
に、十年を一期とする国有林
野の管理経営に関する基本計
画（以下「管理経営基本計画」
という。）を定めなければならない。
い。

2～4（略）

（管理経営基本計画の実施状況
の公表）

第六条の三 農林水産大臣は、
毎年九月三十日までに、前年
度における管理経営基本計画
の実施状況を公表しなければ
ならない。

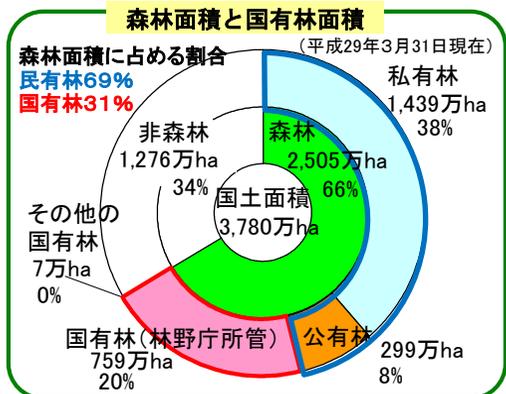
2 農林水産大臣は、前項の公
表をしようとするときは、林政審
議会の意見を聴き、その意見
の概要を同項の実施状況とと
もに公表しなければならない。

※ なお、平成30年12月に平成31年
4月を始期とする新たな管理経営
基本計画を策定しました。

2 国有林野の現状について

○我が国の国土の約2割、森林の約3割を占める国有林野は、その多くが奥地の急峻な山脈や水源地域に広く分布し、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの重要な公益的機能を発揮。

○国有林野の約9割が保安林に指定されているほか、原生的な天然林が広く分布し、野生生物の生育・生息地として重要な森林も多く、世界自然遺産地域のほぼ全域が国有林野。



注: 1 「国有林」は、森林法第2条第3項に規定する国有林をいう。
2 計の不一致は四捨五入によるもの。

■ 国有林野の森林資源の現況

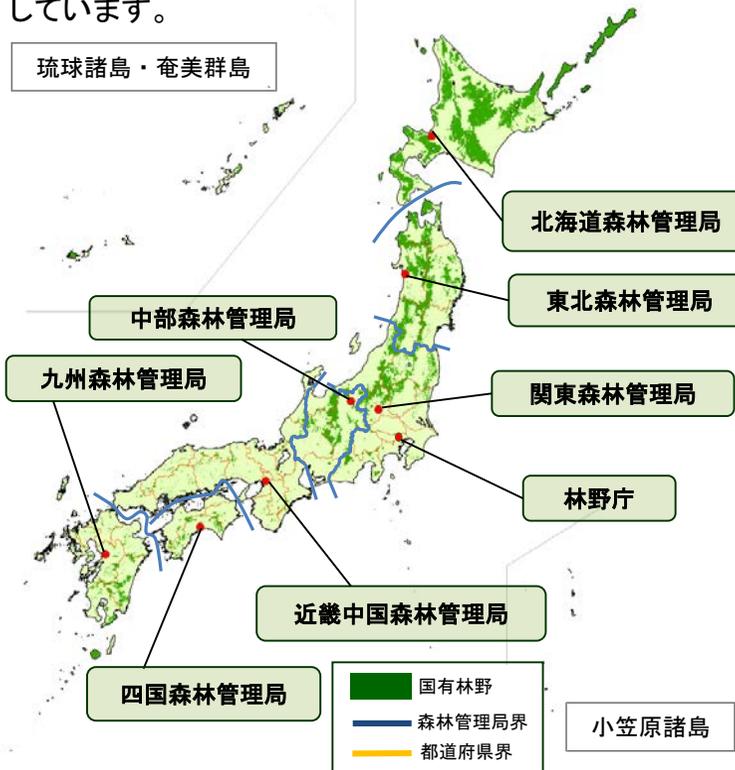
(平成31年4月1日現在)

森林管理局	面積 (万ha) ・ 蓄積 (百万m ³)	(参考) 国有林率
合計	758	30.3
北海道	307	54.8
東北	165	44.1
関東	118	29.0
中部	65	27.3
近畿中国	31	6.6
四国	18	13.8
九州	53	19.2
蓄積	1,184	23.3

注: 面積は、国有林野管理経営規程第12条第1項に基づく計画対象森林の面積。国有林率は、平成29年3月31日現在の森林法第2条第1項に規定する森林に占める森林法第2条第3項に規定する国有林の割合。

国有林野の分布と組織

全国7森林管理局、流域(森林計画区)を単位とした98森林管理署等を設置し、直接、国有林野を管理経営しています。



注: 林野庁所管の「国有林」759万haと「国有林野」758万haの面積の差は、「国有林」にのみ含まれる官庁造林地9万haと「国有林野」にのみ含まれる森林以外の土地7万haの差である。

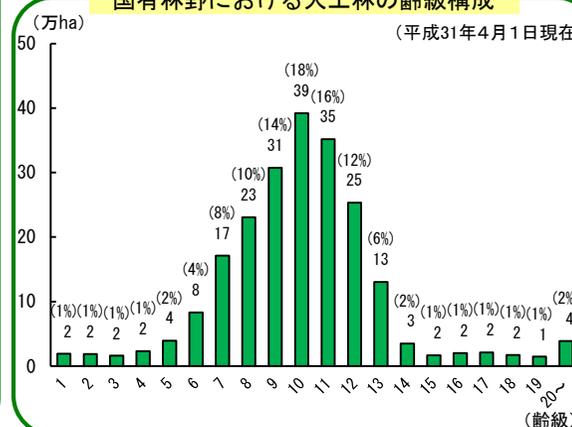
■ 多様な自然を有する国有林野

国有林野	面積 (万ha)	国有林野での割合 (%)
保安林	685	91%
保護林	98	13%
緑の回廊	58	8%
レクリエーションの森	29	4%
世界自然遺産	8	1%
自然公園	221	29%
鳥獣保護区	126	17%

注: 1 国有林野の面積は、国有林野管理経営規程第12条第1項に基づく計画対象森林の面積。
2 平成31年4月現在。
3 保安林は平成30年4月1日現在の保安林台帳により作成。

国有林野における人工林の年齢構成

(平成31年4月1日現在)



3 平成30年度の実施状況について

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

○ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施

公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の5つの類型に区分し、機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即した適切かつ効率的な森林施業等を実施。

機能類型区分ごとの考え方及び面積

機能類型区分	機能類型区分の考え方	面積(H31.4.1時点)
山地災害防止タイプ	山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	146万ha (19%)
自然維持タイプ	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など、属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	170万ha (22%)
森林空間利用タイプ	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	48万ha (6%)
快適環境形成タイプ	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	0.2万ha (0%)
水源涵養タイプ	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	393万ha (52%)

《事例》 公益的機能の発揮に向けた天然力を活用した森林づくり

〔熊本県宇土市〕（林野庁・九州森林管理局）

公益的機能の持続的な発揮に向けた有効な手法の一つである天然力を活用した施業について、九州森林管理局では、各署等においてこれまでに実施された天然更新事例の収集・整理を進めました。



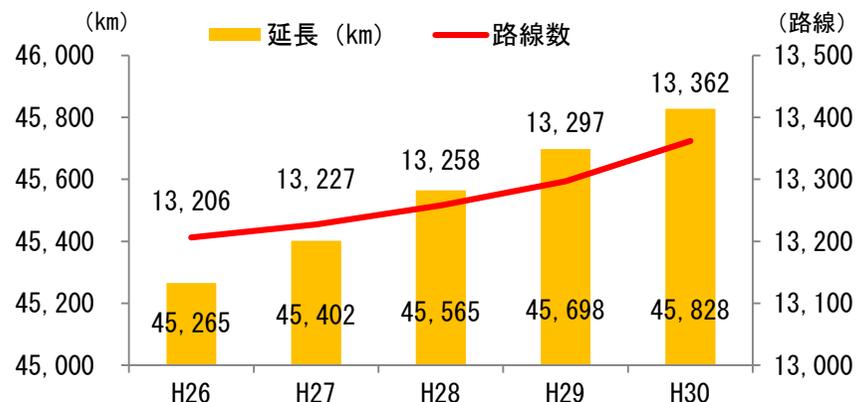
天然更新地の調査の様子

○ 路網の整備

森林の適切な整備・保全や、効率的な林産物の供給等を行うため、林道や森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を進めつつ、民有林への普及を推進。

また、国有林野と民有林野が近接する地域では、国有林と民有林が一体となった計画的かつ効果的な路網の整備を実施。

林道（林業専用道を含む）の整備状況



《事例》 北海道特有の地形特性に応じた路網計画と実践

〔北海道足寄郡陸別町〕（北海道森林管理局 十勝東部森林管理署）

北海道の緩傾斜といった地域特性にマッチした高効率・低コスト作業システムの確立を目的として、平成24年度に外部有識者を含めた検討委員会を立ち上げました。その検討内容のモデル地域において、平成24年度から平成30年度にかけて合計約13kmの林業専用道の新設工事を行い、平成30年度には間伐約188haを実施しました。



林業専用道新設工事の様子

○ 治山事業の実施

安全・安心な暮らしを確保するため、山地災害が発生した国有林野及び都道府県から要請のあった民有林野において、更なる被害発生を防ぎ、災害に強い森林づくりを進めるための復旧対策工事を実施。

また、災害発生時には必要に応じて速やかに森林管理局等の職員を被災地に派遣し、民有林野における被害調査を行うなど、早期復旧に向けた支援を実施。

山地災害発生時の林野庁職員派遣状況

平成30年度に発生した大規模な山地災害に対して、地元自治体からの支援要請等を踏まえ、治山事業について専門的な知識・技術等を有した職員を派遣。

民有林を含めた被害状況の調査とともに復旧計画の策定などを支援。

災害名（発生日月）	派遣人数
平成30年7月豪雨 （平成30年7月）	延べ約920名
平成30年北海道胆振東部地震 （平成30年9月）	延べ約490名

《事例》 平成30年7月豪雨における早期復旧に向けた取組

〔広島県東広島市ほか〕（林野庁）

平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた中国・四国地方等において、被災した府県と合同でのヘリコプター調査や無人航空機によって把握した被害状況を関係機関と情報共有しました。また、「山地災害緊急展開チーム」の派遣や民有林被災地における直轄治山災害関連緊急事業に着手する等、被災した森林の早期復旧に取り組んでいます。



山地災害緊急展開チームによる現地測量



応急対策の様子

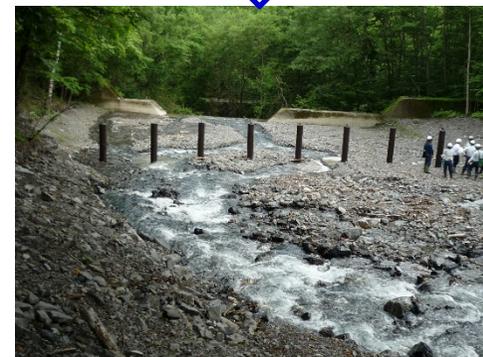
《事例》 既設治山ダムを活用した流木捕捉施設の開発

〔長野県塩尻市〕（中部森林管理局）

既設の治山ダムを活用しつつ、低コストで効率的な流木対策を実施するため、流木を補足する施設を既設治山ダムの上流部に試験施工しました。同規模のスリットダムの新設と比較して、施工コストを約25%縮減するとともに、施工期間が2ヶ月以上必要なところを約2週間に短縮することができました。



施工前の治山ダム上流部の様子



施工後の治山ダム上流部の様子

○ 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止に向け、積極的な間伐の実施等、健全な森林の整備・保全を率先して実施。

また、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事において、森林整備の推進や炭素貯蔵にも貢献する間伐材等の木材を積極的に活用。

森林の適正な整備

区分		H26	H27	H28	H29	H30
更新 (ha)	人工造林	3,665	5,745	5,944	8,143	8,614
	天然更新	4,224	2,768	3,253	2,230	1,753
保育 (ha)	下刈り	61,010	58,468	50,227	48,699	47,739
	つる切・除伐	18,989	15,102	17,200	11,961	9,234
間伐 (万ha)		12.6	11.2	12.1	10.6	10.1

※間伐 (万ha) は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

《事例》 地球温暖化防止に向けた健全な森林整備の推進

〔香川県仲多度郡まんのう町〕 (四国森林管理局 香川森林管理事務所)

森林吸収源対策を着実に進めるため、効率的な間伐等の森林整備を推進しており、低コストで効率的な列状間伐の民有林を含めた普及に向けて、現地検討会を開催しました。

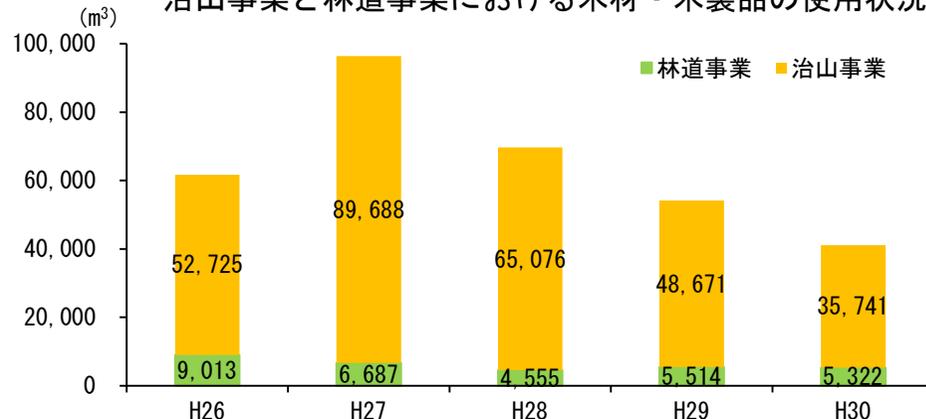


列状間伐実施直後の林地の様子



現地検討会の様子

治山事業と林道事業における木材・木製品の使用状況



参考：平成30年度に使用した木材・木製品には、約6.6千トンの炭素（約24.1千トンの二酸化炭素：すべてスギを使用したと仮定）が蓄えられています。

《事例》 CLTを本格活用した庁舎整備

〔高知県長岡郡本山町〕 (四国森林管理局 嶺北森林管理署)

前庁舎の老朽化に伴い、国の庁舎整備では初となるCLTパネル工法による建替えを実施しました。

建替えに際しては、周辺の通行者にもCLTの活用状況がわかるようにCLTパネルをそのまま見せる部分を作ったほか、旧庁舎で使用されていた貴重なサクラ床材を新庁舎の署長室や廊下に再利用しました。



新庁舎の外観



旧庁舎のサクラ床材を使用した廊下

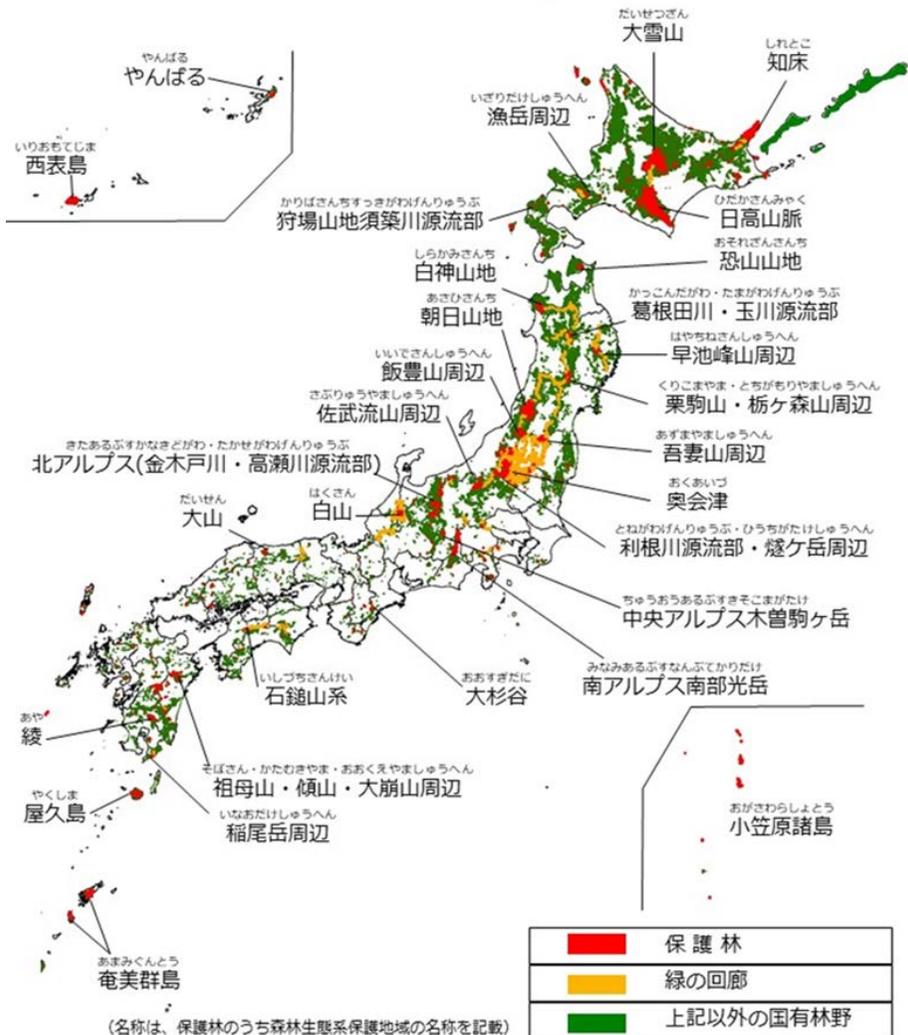
○ 生物多様性の保全

国有林野は、その多くが奥地の急峻な山脈や水源地域を中心に全国各地に所在し、多様な植生を有するなど、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として生物多様性の保全を図る上で極めて重要。

原始的な森林生態系等を有する国有林野については、「保護林」や「緑の回廊」に設定し保護・管理を行うとともに、溪流等と一体となった森林については、連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成に努め、生物多様性の保全を推進。

「保護林」と「緑の回廊」の位置図

(平成31年4月1日現在)



《事例》西表島における海岸林の再生に向けた取組

〔沖縄県八重山郡竹富町〕（九州森林管理局 西表森林生態系保全センター）

在来種による海岸林の再生に向けて、外来種であるギンネムの発芽抑制調査を実施し、遮光シートがギンネムの発芽の抑制に有効であるという結果が得られました。

西表島の海岸林が、生物多様性の保全に配慮しながら、潮害防備・防風等の機能を高度に発揮できるよう、関係機関と協力しながら取組を進めることとしています。



外来種であるギンネムの遮光シートによる発芽抑制試験の様子



在来種植栽木の生育状況調査の様子

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

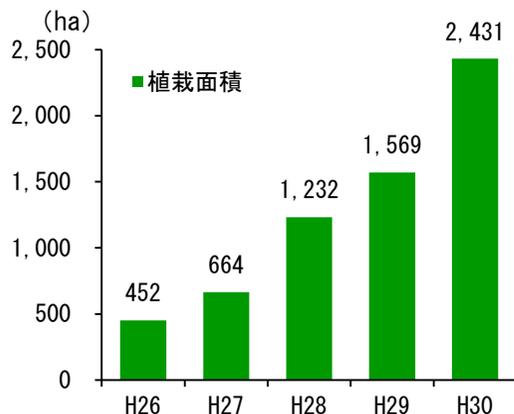
民有林関係者等と川上から川下までの一体的な連携を図りつつ、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林経営への支援等に積極的に取り組んでいます。

○ 林業の低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

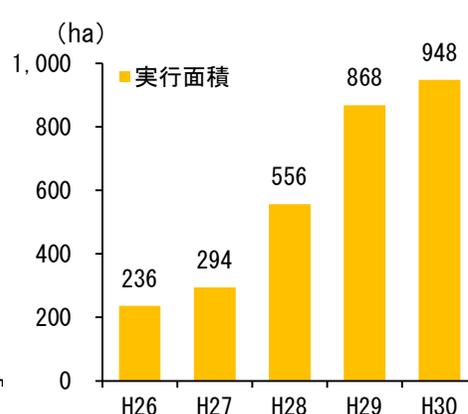
路網と高性能林業機械とを組み合わせた作業システムによる間伐や、コンテナ苗を活用し、伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム」など、低コストで効率的な作業システムの実証を推進。

また、これらの取組について、各地での事業展開を図りつつ、現地検討会の開催等により民有林における普及・定着を推進。

国有林野におけるコンテナ苗の植栽実績



国有林野における伐採と造林の一貫作業の実施状況



《事例》コンテナ苗の安定需給協定の締結

もんべつぐんおうむちょう
〔北海道紋別郡雄武町〕（北海道森林管理局）

コンテナ苗の安定的な供給体制の構築及びコンテナ苗や生産者の育成等に資することを目的として、生産者が生産したコンテナ苗を署等が実施する造林請負事業で使用する「コンテナ苗の安定需給協定」を締結しています。平成30年度には、苗木生産者6者と協定を締結しました。当協定の効果もあり、管内におけるコンテナ苗の植栽本数は、平成30年度が約42万本に対して、令和元年度予定が約90万本と増加する見通しとなっています。



コンテナ苗生産施設の様子



コンテナ苗を用いた植栽作業の様子

国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

	実施回数 (回)	参加人数 (名)	
		うち民有林関係者	
平成28年度	253	8,636	4,595
平成29年度	294	11,224	5,390
平成30年度	293	9,979	5,943

注：1 平成28～30年度に、森林管理局や森林管理署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

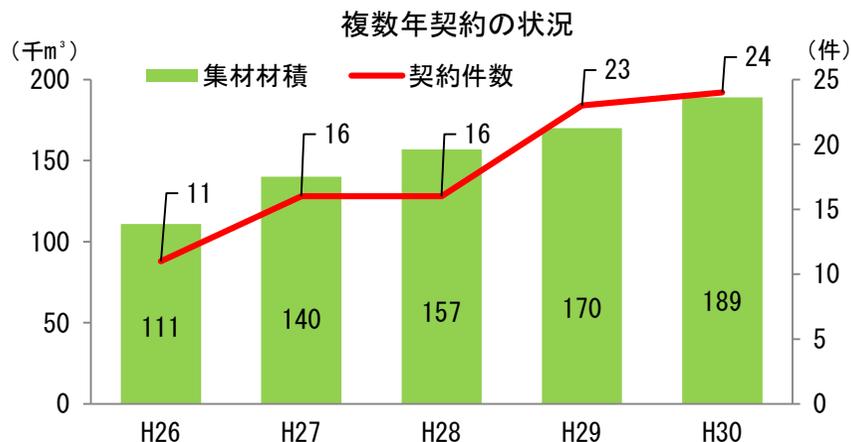
：2 民有林関係者とは、国有林野事業職員以外で、地方公共団体や林業事業者の職員等。

○ 林業事業体の育成

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、総合評価落札方式や複数年契約、事業成績評定制度等の活用により、生産性向上に向けた取組を実施。

また、技術力向上に向け、作業システム等に関する現地検討会を開催するなど、林業事業体の育成を推進。

さらに、林業事業体の経営の安定化に資するよう、今後5年間の国有林の伐採量の公表や、発注情報の公開を試行するなど、効果的な情報発信を実施。



《事例》 林業事業体の育成を図る現地検討会の実施

〔山口県山口市〕（近畿中国森林管理局）

急傾斜地の木材搬出方法である架線集材の技術継承及び架線集材と架線系一貫作業システムに関する理解を深めることを目的として、現地検討会を開催しました。

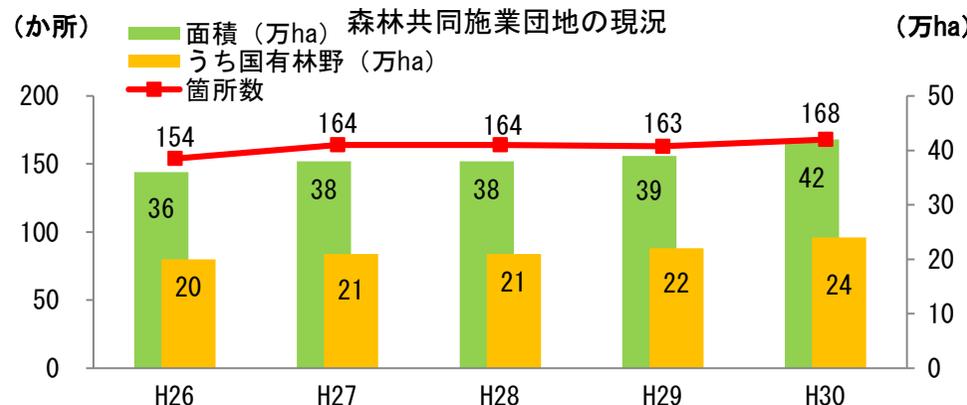
今後も、様々な参加者から意見を収集して共有しつつ、管内林業事業体全体の育成を図ることとしています。



現地検討会の様子

○ 民有林と連携した施業の推進

森林管理署と民有林所有者等との間で協定を締結して、双方が連携して森林施業を進める「森林共同施業団地」を設定し、国有林野と民有林野を接続する効率的な路網の整備や、木材の協調出荷等を実施。



注：1 各年度末現在の数値であり、協定期間が終了したものは含まない。

2 平成29年度に3か所で事業が終了し、平成30年度に新たに8か所で森林共同施業団地を設定（1.3万haうち国有林0.8万ha）して事業を開始。

《事例》 五木地域森林共同施業団地の取組について

〔熊本県球磨郡五木村〕（九州森林管理局 熊本南部森林管理署）

地域関係者やJAPIC（一般社団法人日本プロジェクト産業協議会）などと連携して森林共同施業団地を設定し、民有林と連携した施業計画の作成や路網の連結、製材工場への直送等を進めています。また、各種現地検討会を開催するとともにコストの低減と収益の確保等に向けたワーキンググループ会議を開催しました。これまでの取組により、五木村の林業総生産額は、団地設定当初より約2割増加しました。

今後も、関係者と連携しながら取組を推進するとともに、五木地域の取組成果を全国に発信し、林業の成長産業化に貢献していくこととしています。



現地検討会の様子

○ 森林・林業技術者等の育成

地域において指導的な役割を果たす森林総合監理士（フォレストター）の育成に取り組み、地域の林業関係者の連携促進と「市町村森林整備計画」の策定の支援等を実施。また、林業関係の教育機関における人材育成支援等を実施。

大学及び試験研究機関との協定数

	大学	試験研究機関	計
局	17(7局)	11(5局)	28
署	6(3局5署)	4(3局4署)	10
計	23	15	38

注：平成31年3月末現在の数値である。

《事例》 林業大学校との連携・協力による人材育成の取組の支援

〔高知県香美市〕（四国森林管理局 高知中部森林管理署）

県と局が締結している人材育成に向けた連携協定に基づき、「高知県立林業大学校協定の森」を設定し、署職員指導の下、地拵えや苗木植栽作業、鳥獣被害の現状と対策について現地実習を実施しました。

今後も、国有林の研修フィールドとしての提供や職員による技術指導を通じて、地域の大きな課題である人材育成を支援していくこととしています。



地拵の現地実習の様子



植栽作業の現地実習の様子

○ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

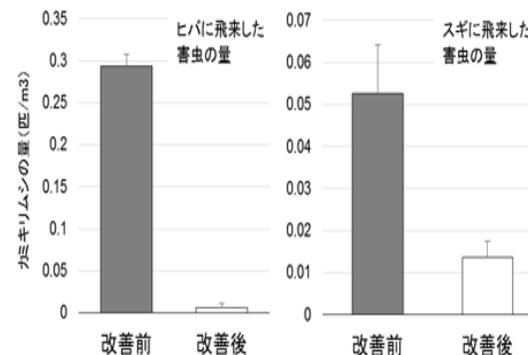
民有林への普及を念頭においた林業の低コスト化等に向けた技術開発を、産学官連携の下で実施。また、実用段階に到達した先駆的な技術や手法について、地域の状況に応じて事業レベルでの試行を実施。

《事例》 丸太の虫害を軽減するはい積み方法の開発

〔青森県五所川原市〕（東北森林管理局 津軽森林管理署金木支署）

土場にはい積みされた丸太の商品価値を著しく低下させてしまう穿孔性の害虫による食害を軽減するため、薬剤散布によらない新たな虫害の軽減方法を研究しました。

主要生産樹種であるスギとヒバ（ヒノキアスナロ）の2つの樹種について、害虫の選好性と土場の周囲の環境を考慮したはい積みを実行したところ、害虫の飛来個体数の減少が確認されました。この成果を今後活用していくこととしています。



配置の改善による飛来した害虫の量の変化

丸太に飛来したビャクシンカミキリ



(3) 国民の森林としての管理経営

○ 双方向の情報受発信

国有林野事業の実施に係る情報発信や森林環境教育の活動支援等を通じたサービスを提供するとともに、「国有林モニター」会議の開催や、「地域管理経営計画」の策定等に当たって地域懇談会を行うなど、広く国民の意見を集め、情報受発信による対話型の取組を推進。

《事例》 地域管理経営計画の策定に向けた地区懇談会の開催
 [長野県上水内郡信濃町] (中部森林管理局 北信森林管理署)

地域管理経営計画の策定に当たり、広く地域の方々からの意見や要望を聴くため、国有林の森林計画に関する地区懇談会を、国有林の具体的な取組について理解いただくための現地検討会とともに開催しました。

今後も、より広く地域の方々からの意見を聴き、取組方針に反映していくため、計画の策定に当たっての意見交換の場を設けることとしています。



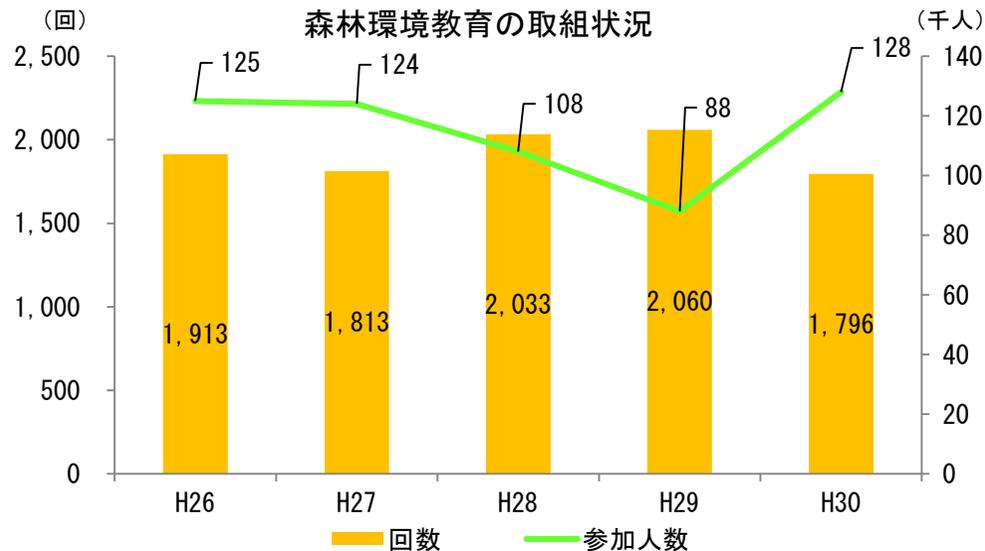
現地検討会の様子



地区懇談会の様子

○ 森林環境教育の推進

学校等と森林管理署等が協定を結び、様々な自然体験や自然学習を進める「遊々の森」の設定・活用など、森林環境教育に係るプログラムの整備やフィールドの提供等を積極的に推進。



《事例》 学校林と連携した森林環境教育の取組
 [北海道千歳市] (北海道森林管理局 石狩森林管理署)

平成21年度に地域の小学校との協定により遊々の森「かがやきの森」を設定し、全児童を対象として、学年に合わせた森林環境教育を実施しています。

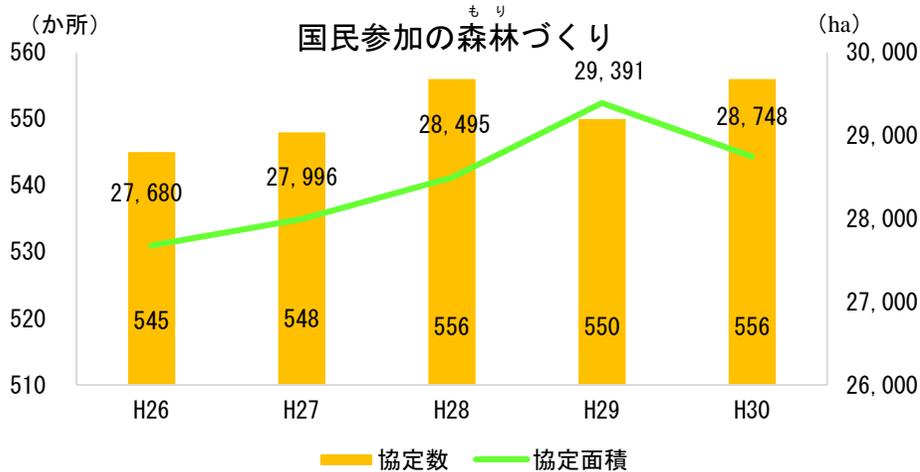
本取組は、それぞれの児童が1年生から6年生まで継続的に実施していくことが重要であることから、今後も学習内容を考慮しつつ総合的な環境教育と活動支援を推進していくこととしています。



枝打ちの体験授業の様子

○ 森林の整備・保全等への国民参加

自ら森林づくりを行いたい、次代に引き継ぐべき木の文化を守りたいという国民の要望に応えるため、ボランティア団体等と森林管理署等が協定を結び、国有林野をフィールドとして森林づくり活動を進める「ふれあいの森」や「社会貢献の森」、「木の文化を支える森」等を設定するとともに、技術指導等の支援を行い、国民参加の森林づくりを推進。



分収林の現況面積

(単位：ha)

	H26	H27	H28	H29	H30
分収造林	118,540	115,539	112,762	109,323	105,716
うち 法人の森林	(310) 988	(311) 990	(313) 1,012	(311) 1,008	(292) 1,006
分収育林	16,548	15,545	14,688	13,736	12,842
うち 法人の森林	(183) 1,347	(183) 1,347	(181) 1,343	(181) 1,342	(179) 1,333

注：各年度期末の数値である。

() 内はか所数を表す

《事例》 国有林野を活用した伝統文化の継承

〔長野県木曾郡南木曾町〕(中部森林管理局 木曾森林管理署南木曾支署)

歴史的に重要な木造建築物の屋根資材に利用されている檜皮の確保と採取を行う原皮師の育成を目的に、公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会と「木の文化を支える森」の協定による、「檜皮の森」を設定しました。

樹齢100年を超えるヒノキ大径材から檜皮約6トンを採取するとともに、地域の小学生や林業大学生を対象とした採取実演を実施しました。



檜皮の採取作業の様子



地域の林業大学校生を対象とした採取実演の様子

《事例》 「法人の森林」による森林づくり

〔奈良県吉野郡大淀町〕(近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所)

地球環境の保全を通じ、社会に貢献し、組合員やその家族に自然とふれあいの場を提供するため、コニカミノルタ労働組合と「コニカミノルタの森林」を設定し、保育間伐や歩道整備が実施されました。

こうした森林整備活動に対して技術指導といった支援を行うこと等により、今後も国民参加の森林づくりへの関心を高めていくこととしています。



保育間伐の様子



歩道整備の様子